

西興部村ロゴマーク及びキャッチフレーズ使用取扱要綱

(平成28年12月1日訓令第35号)

(目的)

第1条 この要綱は 西興部村ロゴマーク及びキャッチフレーズ (以下「ロゴマーク等」という。)の使用方法、使用承認の基準、手続き等について必要な事項を定めるものとする。

(ロゴマーク等)

第2条 ロゴマーク等のデザインおよび使用方法等は、「別記マニュアル」のとおりとする。

(使用承認)

第3条 ロゴマーク等を使用する場合は、村長の使用承認を受けなければならない。ただし、村が使用する場合または村が主催する事業等で使用する場合は、この限りでない。

(使用料等)

第4条 ロゴマーク等の使用承認の手続きに係る費用および使用料は、無料とする。

2 ロゴマークの使用に係る経費については、当該使用者の負担とする。

(ロゴマーク等に関する権利)

第5条 ロゴマーク等に関する一切の権利は、西興部村に属する。

(使用承認の申請)

第6条 ロゴマーク等を使用しようとする者 (以下「申請者」という。)は、西興部村ロゴマーク等使用承認申請書 (第1号様式) を村長に提出しなければならない。

2 前項の申請書のほか、村長は、その他必要と認める書類を提出させることができる。

(使用承認の決定)

第7条 村長は、前条に規定する申請があったときは、その内容を審査し、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、使用を承認するものとする。

- (1) 法令及び公序良俗に反し、又はそのおそれがあると認められるとき。
- (2) 特定の個人、政治、思想若しくは宗教の活動に利用し、又はそのおそれがあると認められるとき。
- (3) 不当な利益を得るために使用すると認められるとき。
- (4) 自己の商標、意匠等として独占的に使用し、又はそのおそれがあると認められるとき。
- (5) 西興部村の品位を傷つけ、又はそのおそれがあると認められるとき。
- (6) 第9条に規定する項目に基づき使用せず、又は使用しないおそれがあると認められるとき。
- (7) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第2項に規定する暴力団員をいう。)及び暴力団員(法第2条第6項に規定する暴力団員をいう。)が使用し、またそのおそれがあると認められるとき。
- (8) その他、村長が使用について不適當であると認めるとき。

(使用承認の付与)

第8条 村長は、使用承認をすることと決定したときは、速やかに申請者に西興部村ロゴマーク使用(変更)承認通知書(第2号様式)により通知するとともに、ロゴマーク等のデータを引き渡すものとする。

2 村長は、前条の規定により使用承認をしないことと決定した場合には、速やかに申請者に西興部村ロゴマーク及びキャッチフレーズ使用(変更)不承認通知書(第3号様式)により通知しなければならない。

(遵守事項)

第9条 前条の規定により使用承認を受けた者(以下「使用者」という。)は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 使用承認を受けた内容に沿った適正な使用を行うこと。
- (2) ロゴマーク等を使用して虚偽行為や悪意を持った行為を行わないこと。

(使用方法の変更)

第10条 使用者は、使用承認を受けた内容を変更しようとするときは、事前に西興部村ロゴマーク等使用変更申請書(第4号様式)により、村長の承認を受けなければならない。

(使用停止等)

第11条 使用者はロゴマーク等の使用を取り止め、または承認基準を満たさなくなったときは、速やかに、西興部村ロゴマーク等使用取り止め届出書(第5号様式)により村長に届け出なければならない。

2 使用者は、前項の規定による届出をしたときは、届出日をもってロゴマーク等使用を直ちに停止しなければならない。

(使用承認の取り消し)

第12条 村長は、使用者が、次の各号のいずれかに該当するときは、使用承認を取り消し、その旨を当該使用者に通知する。

- (1) 第9条の遵守事項に違反したとき。
- (2) 偽りの申請その他不正の行為によって、使用承認を受けたとき。
- (3) 虚偽行為により第三者に損害を与えるような使用をしたとき。
- (4) その他村長が適当でないと認めたとき。

2 前項の規定により使用承認の決定を取り消したときは、西興部村ロゴマーク及びキャッチフレーズ使用承認取消通知書(第6号様式)により当該決定を取り消された使用者に通知するものとする。

(責任の制限)

第13条 前条の規定によりロゴマーク等の使用承認を取り消した場合において、使用承認を受けた者に損害が生じても、村長はその賠償の責めを負わない。

2 ロゴマーク等の使用承認を受けた者が、ロゴマーク等の使用によって、第三者に対して損害または損失を与えた場合、市長は、損害賠償、損失補償その他の法律上の責任を一切負わない。

(補則)

第14条 この要綱に定めるもののほか，必要な事項については，別に定めるものとする。

附 則

この訓令は、平成28年12月1日から施行する。